



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤマタネ  
代表者名 代表取締役社長 山崎 元裕  
(コード番号 9305 東証第1部)  
問合せ先 管理本部総務部長 長谷川 洋  
(TEL. 03-3820-1111)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 117 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い取締役会決議によって行うものであります。ただし、この定款一部変更は、後記「2. 株式の併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株とする株式の併合（以下「本株式併合」という。）を実施いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、200,000,000 株から 20,000,000 株に

変更いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

20,000,000 株

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、本株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日に、現行の 200,000,000 株から 20,000,000 株に変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	113,441,816 株
株式併合により減少する株式数	102,097,635 株
株式併合後の発行済株式総数	11,344,181 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った結果、10 株未満の株式を所有されている株主様 276 名（その所有株式数の合計は 437 株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有する株主様は、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取る事を当社に請求することができます。また、当社は単元未満株式の買増し制度を設けておりませんので、買取り制度をご利用頂きますよう、お願い申し上げます。

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,698 名（100.0%）	113,441,816 株（100.0%）
10 株未満	276 名（ 3.1%）	437 株（ 0.0%）
10 株以上	8,422 名（ 96.9%）	113,441,379 株（100.0%）

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式の併合」に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に平成 28 年 10 月 1 日をもって、次のとおり変更となります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 13 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日 予定
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 予定
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 予定
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 予定
定款一部変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 予定

\*上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日の予定ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは平成 28 年 9 月 28 日の予定です。

### 5. その他

平成 28 年 9 月 30 日の基準日以降の株主優待制度につきましては、今回の株式の併合に伴い、所有株式数の基準について併合前の 10 分の 1 の株式数への変更を予定しております。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

**Q1：単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

- A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

**Q2：株式併合とはどのようなことですか。**

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

**Q3：単元株式数変更、株式併合の目的はなんですか。**

- A. 株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満にすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

**Q4：株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,501 株	1 個	150 株	1 個	0.1 株
例③	666 株	なし	66 株	なし	0.6 株
例④	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金（端数株式処分代金）は、平成 28 年 11 月頃にお送りすることを予定しております。

なお併合後も、単元未満の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または、後記（※）の当社株主名簿管理人にお問合せください。

効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q5：株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などのほかの要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、1株あたりの株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

**Q6：株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

**Q7：株主優待制度はどのようなのでしょうか。**

- A. これまでは、毎年9月30日現在の株主名簿記載の1,000株以上ご所有の株主様に対し、株主優待を実施しておりましたが、株式併合後は、毎年9月30日現在の株主名簿記載の100株以上ご所有の株主様に対し、株主優待を実施することとなります。

**Q8：受け取る配当金は、どのようなのでしょうか。**

- A. 株主様にご所有する当社株式数は、株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。

**Q9：今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

- A. 次のとおり予定しております。
- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 平成28年6月28日 | 定時株主総会開催日                          |
| 平成28年9月27日 | 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日            |
| 平成28年9月28日 | 当社株式の売買単位が100株に変更<br>株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成28年10月1日 | 単元株式数変更、株式併合及び発行可能株式総数変更<br>の効力発生日 |

\* 当社の株主名簿管理人  
三井住友信託銀行 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
(電話) 0120-782-031 (フリーダイヤル)

以上